

「新人事・賃金制度」妥結にあたっての見解

本日6月30日、「新人事・賃金制度」に関する取り組みを集約し妥結しました。

会社は、昨年10月17日「制度等の改正骨子」、12月20日「改正詳細」、3月28日「施行に伴う移行方について」、5月25日「移行に伴う経過措置」をそれぞれ提案し、7月1日導入を明らかにしました。

以降、「制度を改悪して昇格しなければ基本給が上がらない制度」「毎年の昇格計画数によって努力しても全員は昇格できない制度」「社員間の競争をあおり、激化させ、チームワークを破壊し安全確保に支障をきたす制度」「55才以上の社員の基本給額が逆転する制度」などを抜本的な問題とし、改善を求め鋭意団体交渉を積み重ねてきましたが、6月28日～30日の全組合員による総行動をもって取り組みを集約し、「妥結」する旨会社に通告しました。

会社は、新制度導入の理念を「努力したものが報われる制度」として、現行の年功型賃金体系の基本である定期昇給を見直していきたいと提案してきました。

私たちは、基本的に新制度は昇格しなければ賃金が上がらない制度である。昇格試験に合格するには、あるべき姿＝「努力して自らの能力を向上させた者」という自らノルマを設定し達成しなければならない。また、来年の4月からは、定期昇給は最高で4,800円しか上がらない制度。しかも4年目からは定昇額は減額され、最終的には400円しか上がらない制度であることに一貫して反対してきました。

本日、私たちは5月23日から27日まで、全組合員によるスト権一票投票を実施し97.27%でスト権を確立し、スト権を背景にしたたたかい、6月28日から本日までの一連の総行動による導入反対のたたかいをつくりだしてきました。今後、協約・協定改定交渉など取り組みを発展させることを確認し、妥結することとしました。

この間、全組合員のみなさんの職場からの取り組みに心から感謝します。さらに秋のたたかいに総決起されることを要請し、妥結にあたっての見解とします。

2006年6月30日

ジェイアール東海労働組合（JR東海労）

中央執行委員会